第６回平和首長会議国内加盟都市会議総会

議　事　資　料

１　議案１

⑴　「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」への
平和首長会議の賛同・協力について･･１

⑵　「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた日本政府に対する要請について･･･････４

２　報告

⑴　第９回平和首長会議総会（平成29年（2017年）８月長崎開催）について　･････５

⑵　「核兵器禁止条約」の早期実現を目指した取組の推進について････････････････６

⑶　被爆樹木の苗木・種の配付事業、「平和の灯」の分火事業について･････････････７

⑷　青少年「平和と交流」支援事業について･････････････････････････････････１３

⑸　インターンシップ事業について･･･１４

⑹　平和首長会議メンバーシップ納付金について･･･････････････････････････････１５

３　議案２

会議総括文書の採択について･･･１６

議案１

１　「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」への平和首長会議の賛同・協力について

（１）経緯

平成28年（2016年）８月４日に日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）から平和首長会議に対し、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」への賛同・協力の依頼があった。続いて同年８月９日に、広島県原爆被害者団体協議会からも同様の依頼があった。

〔参考〕

①　日本原水爆被害者団体協議会による「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」について

平成28年（2016年）４月から、日本被団協が主体となって核兵器廃絶国際署名推進連絡会を組織し、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」（以下「ヒバクシャ国際署名」という。）が新たに開始された。この署名運動は核兵器廃絶の実現を目的とし、集められた署名については国連に随時提出することとしている。

②　平和首長会議による「『核兵器禁止条約』の交渉開始等を求める市民署名」について

平和首長会議では、「核兵器禁止条約」の早期実現に向け、交渉開始を求める市民署名活動に平成22年（2010年）12月から取り組んでいる。集まった署名は適時、国連に提出することとしており、直近では平成27年（2015年）４月、アメリカ・ニューヨークで開催されたＮＰＴ再検討会議の際、会長である広島市長から国連軍縮担当上級代表とＮＰＴ再検討会議議長に提出された。

（２）対応

ヒバクシャ国際署名は、これまで個別に活動していた各被爆者団体が行動を共にして実施するものであり、被爆者の願いを原点として活動している平和首長会議として尊重すべきものと考える。また、ヒバクシャ国際署名の趣意書には「ヒバクシャは、すみやかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求めます」とあり、平和首長会議の行う市民署名活動と目的を同じくするものであるといえる。

以上のことから、平和首長会議としてヒバクシャ国際署名に賛同・協力することとし、その一環として、平和首長会議に寄せられた「『核兵器禁止条約』の交渉開始等を求める市民署名」と、ヒバクシャ国際署名で集められた署名を共に国連に提出することとする。

（　参考　）

平和首長会議による市民署名用紙

「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める署名にご協力ください！

1945 年８月広島と長崎に投下された原子爆弾は言語に絶する大惨禍をもたらし、今なお多くの被爆者が後障害に苦しんでいます。しかし、核兵器は依然として廃絶されず、全人類の生存が脅かされ続けています。

広島・長崎の悲劇が再び繰り返されることなく、世界中の市民が安全で文化的な生活を送ることができるよう、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けて私たちの力を合わせましょう。

平和首長会議は2020年までの核兵器廃絶に取り組んでいます。

平和首長会議は、広島市及び長崎市が中心となり 1982 年に設立した機構です。2016 年８月１日現在 161 か国・地域の７，１１４の都市（国内では 1,641 都市）が加盟し、都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器のない平和な世界を実現するための活動を進めています。その具体的な活動の一つが、2020 年までの核兵器廃絶を目指す「2020 ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」の展開です。

2007 年から開始した CANT（「都市を攻撃目標にするな（CANT:Cities Are Not Targets）」）市民署名活動による署名数は、皆様の御協力のおかげで、2010 年５月の NPT（核不拡散条約）再検討会議までに約 102 万筆となり、ニューヨークの国連本部に提出しました。こうした中、平和首長会議では、2010 年 12 月から「核兵器禁止条約」の早期実現を目指した市民署名活動に取り組んでいます。

私たちの手で「核兵器禁止条約」締結への世界的な動きを創り出しましょう！

2020 年までの核兵器廃絶を実現するための最も効果的な方法は、世界の全ての国が「核兵器禁止条約」を締結することです。「核兵器禁止条約」とは、核兵器の開発、製造、実験、備蓄、使用等の禁止及びその廃絶について規定する条約であり、2010 年５月の NPT（核不拡散条約）再検討会議の合意文書では、この条約について初めて言及がなされ、潘基文国連事務総長もその必要性を強調しています。唯一の被爆国である日本や各国政府が「核兵器禁止条約」締結に向けた交渉を即時に開始するよう、私たち市民社会の側から力を合わせて世論を盛り上げていきましょう。

お寄せいただいた署名は、平和首長会議が国連に届けます。地球市民の力を合わせて早期に核兵器禁止条約を実現し、2020 年までの核兵器廃絶を目指しましょう。

皆様の御協力をお願いいたします！

【核兵器廃絶の道筋】

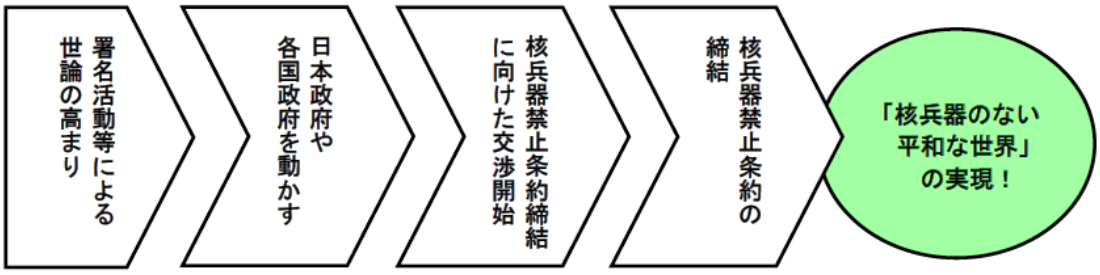

平和首長会議（*Mayors for Peace*）
会　長：広島市長
副会長：長崎市長及び海外 14 の市の市長

平和首長会議事務局
(公財)広島平和文化センター平和連帯推進課内
TEL：(082)242-7821、FAX：(082)242-7452
E-mail：mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp

2020 年までの核兵器廃絶を目指して
「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める要請書

私たちは各国の指導者に要請します。また、国連の強いリーダーシップに期待します。

- 「核兵器禁止条約」締結のための交渉を即時に開始してください！
- 全ての都市、全ての人間を戦争により攻撃することをやめてください！

No	名　前	住　　所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※　上記の署名は、郵便、FAX、PDF ファイル等で下記までお送りください。

※　10 名に満たなくても結構です。

※　ご記入いただいた個人情報は、核兵器禁止条約の交渉開始等を求める目的以外には使用しません。

【送付先】平和首長会議事務局

〒730-0811　広島市中区中島町 1-5　（公財）広島平和文化センター平和連帯推進課内

TEL：(082) 242-7821　FAX：(082) 242-7452　E-mail：mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp

２　「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた日本政府に対する要請について

核兵器は「非人道兵器」の極みであり、「絶対悪」であるという基本認識の下、日本政府に対し、「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組を促す次の要請文を提出する。なお、要請文の提出は、平和首長会議会長である広島市長と副会長である長崎市長及びこの度の総会開催地市長である佐倉市長により行う。

内閣総理大臣　安倍　晋三　様

「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組の推進について（要請）

平和首長会議（会長：広島市長、副会長：長崎市長等世界の１５都市の市長）は、昭和５７年（１９８２年）の設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。平和首長会議には、現在世界の１６２の国・地域から７，１６４の都市が加盟しており、その数は増加の一途をたどっています。そのうち、日本国内の加盟都市は全市区町村の９４．４％に当たる１，６４３に及んでおり、第６回目となる平和首長会議国内加盟都市会議総会を１１月７日及び８日の２日間千葉県佐倉市で開催しました。

１９４５年８月、広島・長崎両市は一発の原子爆弾により一瞬にして廃墟と化し、両市合わせて２１万人を超える多くの人々の尊い命が奪われました。放射線による被爆者の苦しみは今も続いています。その広島・長崎の被爆の実相を見れば、核兵器は「非人道兵器」の極みであり、「絶対悪」であることは明らかです。

こうした中、平和首長会議では、加盟都市の市民、ＮＧＯ等と連携して、２０２０年までの核兵器廃絶を目指す「２０２０ビジョン」の積極的な展開を図っています。２０２０年は、平均年齢が８０歳を超えた被爆者に一人でも多く「核兵器のない世界」を見ていただくために定めた目標年次です。

今年４月に広島でＧ７外相会合が開催され、世界の為政者への広島・長崎訪問の呼びかけを含む広島宣言が発表されました。翌５月にはオバマ米国大統領が現職として初めて広島を訪問し「核を保有する国々は、恐怖の論理から逃れ、核兵器のない世界を追求する勇気を持たなければならない。」と訴えました。

また、１０月には国連総会第一委員会において、２０１７年中の核兵器禁止条約制定の交渉開始に向けた決議が、国連加盟国の過半数を超える１２３か国の賛同を得て採択されました。被爆者の切なる願いである「核兵器のない世界」の実現への第一歩が踏み出されるものであり、平和首長会議は心から歓迎します。

現下の政治情勢を見れば、各国や地域における安全保障上の懸念への対応が重要な課題となっていることは明らかですが、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けて着実な一歩を踏み出すための「核兵器禁止条約」の実現こそが急務であり、平和首長会議は市民社会とともに、そのことを世界の為政者の共通認識とするための取組を全面的に支援していきます。

日本政府が決議に反対したことは、被爆者の切実な思いに背くものであり極めて遺憾です。日本政府には「核兵器のない世界」の実現に向けて、戦争被爆国として、これまで以上に力強いリーダーシップを発揮し、全ての国連加盟国により建設的な議論が行われるよう、力を尽くしていただくことを強く要請いたします。

平成２８年（２０１６年）１１月８日

平和首長会議国内加盟都市会議
代表　平和首長会議会長　　広島市長　松井　一實
平和首長会議副会長　長崎市長　田上　富久
第６回国内加盟都市会議総会開催地市長　佐倉市長　蕨　和雄

報告

１　第９回平和首長会議総会（平成 29 年（2017 年）８月長崎開催）について

平和首長会議では、原則として４年に１回総会を開催し、重要な事項を議決・承認することとしている。平成 29 年（2017 年）は長崎市において、第９回総会を開催する。

（１）日程

平成 29 年（2017 年）８月７日（月）から８月 10 日（木）

（２）開催場所

長崎大学ほか

（３）内容

「2020 ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」の目標年である 2020 年を目前にした次期行動計画などについて審議・決定する予定。

（４）参加負担金

参加者１人あたり 12,000 円（予定）

（５）国内加盟都市会議総会

上記の期間中、第７回平和首長会議国内加盟都市会議総会を第９回平和首長会議総会の中の１プログラムとして開催する。

2　「核兵器禁止条約」の早期実現を目指した取組の推進について

核兵器の法的禁止を巡る下記の動きがある中で、平和首長会議として、国連や各国政府等に対し、核兵器の法的禁止に向けた積極的な議論を行うように要請するとともに、市民社会に向け、核兵器廃絶の機運醸成を図った。主な取組は下表のとおり。

平成 27 年 12 月　国連総会において、核兵器の廃絶に向けた法的措置などを議論する「多国間核軍縮交渉の前進に関する公開作業部会」の設置が決議
平成 28 年 2 月　「多国間核軍縮交渉の前進に関する公開作業部会」2 月会合開催
5 月　〃　5 月会合開催
8 月　〃　8 月会合開催
「核兵器の法的禁止の交渉を 2017 年中に開始するよう国連総会に勧告する」との報告書が賛成多数で採択
10 月～　国連総会第一委員会等において核兵器の法的禁止に関する議論が継続中

取組	時期 （平成 28 年）	内容
「多国間核軍縮交渉の前進に関する公開作業部会」開催に合わせた公開書簡の発出	1 月、4 月、7 月	各会合の開催に先立ち、全ての国連加盟国に対し、積極的な参加と核兵器廃絶に向けた建設的な議論を要請するとともに、国連に対し、平和首長会議の取組への支援を呼び掛ける公開書簡を発出した。
「多国間核軍縮交渉の前進に関する公開作業部会」5 月会合での発言	5 月	「多国間核軍縮交渉の前進に関する公開作業部会」5 月会合に出席し、核兵器の法的禁止に向けた動きを更に加速するよう為政者のリーダーシップを求めるとともに、広島と長崎への訪問を呼びかけた。 また、国連に被爆樹木の苗木を贈呈し、核兵器のない平和な世界の実現を願うヒロシマのメッセージを伝えた。
米国オンラインニュース「The Nation」への寄稿	9 月	国連総会における核兵器の法的禁止に関する議論を後押しし、核兵器廃絶に向けた機運を醸成するため、国連が制定した「核兵器の全面的廃絶のための国際デー」（9 月 26 日）に合わせ、米国のオンラインニュース「The Nation」に、核兵器国を含む全ての国は、核抑止という考え方から脱却し、核兵器禁止条約についての建設的な議論を行うべきであるとの意見を寄稿した。
「国連総会第一委員会」開催に合わせたアピール文の発出	10 月	核兵器国及び核の傘の下にある国々に対し、国連総会第一委員会において、国内政策や国際協調を通じて果断なリーダーシップを発揮し、核兵器のない世界に大きく歩を進めることを要請するアピール文を発出した。

３　被爆樹木の苗木・種の配付事業、「平和の灯」の分火事業について

平和首長会議では、被爆に耐えて現在も生き続けるヒロシマ・ナガサキの被爆樹木の苗木・種の配付や、広島平和記念公園内に設置されている「平和の灯」の分火を通し、加盟自治体において市民の平和意識を醸成するための取組を行ってもらうこととしている。

国内外加盟自治体における被爆樹木の苗木・種の配付状況、及び「平和の灯」の分火状況は、以下のとおりである。

（国 内）

（平成 28 年 11 月 1 日現在）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
アオギリ（苗）	【27 自治体】 山形県酒田市、群馬県安中市、埼玉県川口市、埼玉県坂戸市、埼玉県蕨市、埼玉県杉戸町、千葉県八千代市、東京都小平市、東京都多摩市、東京都三鷹市、神奈川県小田原市、神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、長野県安曇野市、長野県池田町、岐阜県高山市、静岡県富士市、愛知県岩倉市、大阪府高槻市、兵庫県赤穂市、兵庫県三田市、広島県世羅町、徳島県北島町、徳島県藍住町、福岡県筑後市、福岡県八女市、沖縄県石垣市	【7 自治体】 宮城県美里町、東京都府中市、埼玉県坂戸市、愛知県岩倉市、三重県伊賀市、大阪府高槻市、大阪府泉南市
クスノキ（苗）	【11 自治体】 茨城県那珂市、埼玉県和光市、千葉県一宮町、神奈川県厚木市、神奈川県座間市、神奈川県大和市、新潟県上越市、新潟県燕市、大阪府岸和田市、兵庫県稲美町、福岡県古賀市	【4 自治体】 長野県松本市、福岡県古賀市、長崎県諫早市、大分県日田市
アオギリ及びクスノキ（苗）	【15 自治体】 埼玉県新座市、神奈川県川崎市、富山県魚津市、岐阜県羽島市、愛知県一宮市、愛知県長久手市、愛知県扶桑町、大阪府羽曳野市、岡山県倉敷市、島根県松江市、島根県安来市、香川県丸亀市、福岡県岡垣町、長崎県長与町、鹿児島県鹿児島市	【9 自治体】 東京都江東区、神奈川県清川村、長野県山ノ内町、長野県野沢温泉村、愛知県半田市、愛知県長久手市、愛知県幸田町、三重県伊勢市、福岡県香春町
平和の灯	【2 自治体】 千葉県我孫子市、長野県松本市	―
計	55 自治体	20 自治体

※下線部は今後配付予定の自治体

（国 外）

（平成 28 年 11 月 1 日現在）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
イチョウ（苗）	【1 自治体】 チェルヴィア（イタリア）	【3 自治体】 シュトゥットガルト（ドイツ）、クレーフェルト（ドイツ）、ブラウンシュヴァイク（ドイツ） 【1 団体】 国連欧州本部（スイス・ジュネーブ市）
イチョウ（種）	【4 自治体】 ラドリェ・オブ・ドラヴィ（スロヴェニア）、アバディーン（イギリス）、レナン（スイス）、マンチェスター（イギリス）	【2 自治体】 オークベイ（カナダ）、キングストン・アポン・ハル（イギリス）
イチョウ及びエノキ（種）	【1 自治体】 ブリュッセル（ベルギー）	
イチョウ及びナツメ（種）	【1 自治体】 フレッドリクスタッド（ノルウェー）	
イチョウ、エノキ及びクスノキ（種）		【1 自治体】 マラコフ（フランス）
イチョウ、エノキ及びナツメ（種）		【1 自治体】 ティエーネ（イタリア）
エノキ、クロガネモチ及びムクノキ（種）		【1 自治体】 ボン（ドイツ）
平和の灯	【1 自治体】 コーチ（インド）	―
計	8 自治体	8 自治体、1 団体

※下線部は今後配付予定の自治体

【国連事務総長による植樹】

10 月 3 日、潘基文国連事務総長により、スイス・ジュネーブ市の国連欧州本部の公園内に、広島で被爆したイチョウの種から育てられた「被爆 2 世」の苗木が植樹された。

この苗木は、今年 5 月、「多国間核軍縮交渉の前進に関する公開作業部会」出席のためにジュネーブを訪れた平和首長会議会長である松井一實広島市長から、平和首長会議の取組の一環として国連欧州本部に贈呈されたものである。

植樹式では、潘基文国連事務総長がスピーチを行うとともに、平和首長会議副会長都市であるベルギー・イーペル市のジャン・ドゥルネッツ市長が、会長メッセージを代読した。

被爆樹木の苗木の配付実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、被爆に耐えて現在も生き続ける広島・長崎の被爆樹木の苗木（以下「苗木」という。）を平和の象徴として大切に育てるとともに、樹木を介した市民の平和意識を醸成するための取組を行ってもらうことを目的として実施する取組に関し必要な事項を定めるものとする。

（配付希望の照会）

第２条　平和首長会議事務局（以下「事務局」という。）は、平和首長会議国内加盟自治体（以下「加盟自治体」という。）に対し、苗木の配付希望について照会するものとする。

（配付の申請）

第３条　苗木の配付を希望する加盟自治体は、被爆樹木の苗木配付申請書（様式第１号）を事務局に提出するものとする。

（配付の条件等）

第４条　苗木の配付本数の上限は、原則として１自治体当たり広島及び長崎の被爆樹木各１本とする。

２　事務局は、苗木と共に説明標識（様式第２号）を配付し、申請者は、植樹に合わせ当該説明標識を設置するものとする。ただし、申請者が独自に説明標識を作成し、設置する場合はこの限りではない。

３　苗木の植樹場所は、原則として公共施設の敷地内又は広く公共の用に供する場所とする。

（配付等に係る費用負担）

第５条　苗木の配付及び説明標識の作成・配付に係る費用については、事務局（長崎の被爆樹木の苗木にあっては、日本非核宣言自治体協議会事務局）が負担する。

（植樹の実施報告）

第６条　苗木の配付を受けた加盟自治体は、植樹を行った後、実施報告書（様式任意）を事務局に提出するものとする。

（委任規定）

第７条　この要領に定めるもののほか、苗木の配付に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、平成２６年６月３０日から施行する。

被爆樹木の説明標識

（様式第２号）

平和首長会議
Mayors for Peace

広島の被爆樹木二世: アオギリ

Second-generation A-Bombed Chinese parasol tree from Hiroshima

（広島の平和記念公園内の親木）
Mother tree Chinese parasol (*Firmiana simplex*)

1945 年 8 月 6 日午前 8 時 15 分、一発の原子爆弾により広島の街は廃墟と化し、その年の暮れまでに 14 万人もの市民が亡くなりました。
被爆樹木は、被爆の惨禍に遭いながらも、焼け焦げた幹から再び芽吹き、市民に生きる勇気と希望を与えるとともに、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え掛けています。
貴自治体にお贈りしたこのアオギリの二世が大切に育てられ、多くの人々に愛されることにより、貴自治体の平和のシンボルとなることを心から願っています。

平和首長会議

このアオギリは、生き残った親木の種から発芽したものです。親木は爆心地から 1,300 メートルの距離にある旧広島逓信局（広島市中区東白島町）の中庭で被爆しました。爆心地側の幹半分が原爆の熱線と爆風により焼けてえぐられましたが、焦土の中で青々と芽を吹き返し、市民に生きる勇気と希望を与えました。1973 年に平和記念公園に移植され、今も成長を続けています。右の QR コードを読むと、被爆樹木の位置情報が表示されます。

QR コード

（様式第２号）

平和首長会議
Mayors for Peace

長崎の被爆樹木二世: クスノキ

Second-generation A-Bombed Camphor tree from Nagasaki

（長崎の山王神社内の親木）
Mother tree Camphor (*Cinnamomum camphora*)

1945 年 8 月 9 日午前 11 時 2 分、一発の原子爆弾により長崎の街は廃墟と化し、その年の暮れまでに 7 万 4 千人もの市民が亡くなりました。
被爆樹木は、被爆の惨禍に遭いながらも、焼け焦げた幹から再び芽吹き、市民に生きる勇気と希望を与えるとともに、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え掛けています。
貴自治体にお贈りしたこのクスノキの二世が大切に育てられ、多くの人々に愛されることにより、貴自治体の平和のシンボルとなることを心から願っています。

平和首長会議

このクスノキは、生き残った親木の種から発芽したものです。親木は爆心地から 800 メートルの距離にある山王神社（長崎市坂本）で被爆しました。原爆の熱線と爆風により大きな被害を受けましたが、焦土の中で青々と芽を吹き返し、市民に生きる勇気と希望を与えました。1969 年に長崎市の天然記念物に指定され、大切に保存されています。右の QR コードを読むと、被爆樹木の位置情報が表示されます。

QR コード

「平和の灯」の分火実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、広島の平和記念公園内に設置されている「平和の灯」の火を分火し、平和の象徴として燃やし続けるとともに、火を介した市民の平和意識醸成のための取組を行ってもらうことを目的として実施する取組に関し必要な事項を定めるものとする。

（分火希望の照会）

第２条　平和首長会議事務局（以下「事務局」という。）は、平和首長会議国内加盟自治体（以下「加盟自治体」という。）に対し、「平和の灯」の分火希望について照会するものとする。

（分火の申請）

第３条　「平和の灯」の分火を希望する加盟自治体は、「平和の灯」の分火申請書（様式第１号）を事務局に提出するものとする。

（分火の条件等）

第４条　「平和の灯」の採火は、申請者が広島の平和記念公園で行うものとする。

２　事務局は、分火に合わせ「平和の灯」の説明標識（様式第２号）を配付し、申請者は、点灯に合わせ当該説明標識を設置するものとする。ただし、申請者が独自に説明標識を作成し、設置する場合はこの限りではない。

３　点灯設備の設置場所は、原則として公共施設の敷地内又は広く公共の用に供する場所とする。

（分火に係る費用負担）

第５条　採火した火を持ち帰るための白金カイロの購入及び説明標識の作成に係る費用については、事務局が負担する。

２　採火のための交通費及び点灯設備の設置・維持管理に係る費用については、申請者が負担する。

（実施報告）

第６条　分火を受けた加盟自治体は、点灯を行った後、実施報告書（様式任意）を事務局に提出するものとする。

（委任規定）

第７条　この要領に定めるもののほか、「平和の灯」の分火に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、平成２６年６月３０日から施行する。

「平和の灯」の説明標識

（様式第２号）

平和首長会議

広島の平和記念公園内の「平和の灯」の火

（広島の平和記念公園内の「平和の灯」）

1945 年 8 月 6 日午前 8 時 15 分、一発の原子爆弾により広島の街は廃墟と化し、その年の暮れまでに 14 万人もの市民が亡くなりました。
この火は、広島の平和記念公園内の「平和の灯」から分火したものです。「平和の灯」は、「核兵器が地球上から姿を消す日まで燃やし続けよう」という趣旨で 1964 年 8 月 1 日に設置され、全国 12 宗派から寄せられた「宗教の火」と溶鉱炉などの全国の工場施設から届けられた「産業の火」が、1945 年 8 月 6 日生まれの 7 人の広島の乙女により点火されました。
「平和の灯」から分火された火が、貴自治体の平和のシンボルとなることを心から願っています。

平和首長会議

右の QR コードを読むと、「平和の灯」の位置情報が表示されます。

QR コード

４　青少年「平和と交流」支援事業について

平和首長会議の国内外加盟都市の青少年に被爆の実相と被爆者の思いを共有するための多様な機会を提供し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現のための人材の育成を図るとともに、相互交流を深めることにより加盟都市間のネットワーク強化を図ることを目的として、平成28年度から「青少年『平和と交流』支援事業」を実施している。

本事業は、平和首長会議国内外加盟都市の青少年に対し、広島で被爆者の思いや被爆の実相を学び、交流を行うことを目的とする既存の事業への参加を呼びかけ、これに係る費用を支援するものである。なお、既存事業のプログラムに加えて、平和首長会議の独自プログラムを実施することとしている。

初年度である平成28年度は、以下の３事業を対象に実施した。

事　業　名	事業の対象者	平和首長会議からの参加者			日程	平和首長会議の独自プログラムの内容
		国内	国外	自治体		
HIROSHIMA and PEACE 広島市立大学国際学部による、英語でヒロシマと平和について学ぶ夏期集中講座	市立大学・他国の学生(学部生･院生)等	２人 (学生)	６人 (学生 社会人)	秋田県秋田市、サントス市、シアトル市、マンチェスター市、マラコフ市、モントリオール市	8/2～ 8/10 (9日間)	・平和首長会議の概要説明 ・参加者による加盟自治体の平和活動の紹介 ・事後活動についてのディスカッション
ひろしま子ども平和の集い 平和のメッセージや合唱などの発表	平和記念式典参列のため平和記念公園を訪れる広島内外の子どもたち	７人 (子ども6名 引率者1名)	－	福島県いわき市	8/6～ 8/7 (2日間)	・平和首長会議の概要説明 ・平和記念資料館見学 ・被爆体験伝承講話の聴講 ・平和記念式典参列 ・意見交換
ヒロシマ平和セミナー 広島平和研究所による平和研究や国際問題に関する集中講義	大学院生 公務員 メディア関係者	10人 (公務員)	－	福島県郡山市、千葉県八千代市、東京都三鷹市、東京都国立市、東京都瑞穂町、岐阜県高山市、愛知県豊明市、大阪府吹田市、長崎県長崎市、沖縄県沖縄市	8/26～ 8/28 (3日間)	・平和首長会議の概要説明 ・平和記念資料館見学 ・被爆体験講話の聴講 ・意見交換会

５　インターンシップ事業について

平和首長会議の加盟都市から職員等をインターンとして広島に招聘し、平和首長会議事務局等の業務に従事してもらうことにより事務局機能の充実を図るものである。また、被爆の実相についての理解を深め、ヒロシマの平和への思いを共有してもらうことにより、平和首長会議の業務を行うための資質向上に役立て、帰国後にそれぞれの都市で核兵器廃絶に向けた活動の充実に努めてもらい、加盟都市間のネットワークの強化を図ることを目的としている。

初年度である平成 28 年度の受入状況は以下のとおり。

（平成 28 年 11 月 1 日現在）

派遣元		人数	期間	主な活動内容
国	都市			
ドイツ連邦共和国	ハノーバー市	1名	5/26～6/8（14 日間）	・ドイツ国内の加盟都市に係る情報の更新作業 ・国外の大学が広島・長崎講座として広島で実施する平和学習のサポート
ロシア連邦	ボルゴグラード市	1名	6/16～6/29（14 日間）	・ロシア国内の未加盟都市の調査・加盟要請作業 ・広島市立大学やボルゴグラードで開催される青少年交流事業研修会でのボルゴグラード市の平和の取組に関するプレゼンテーション
ニュージーランド	ウェリントン市	1名	7/4～7/15（12 日間）	・ニュージーランド国内の未加盟都市の調査・加盟要請作業 ・広島市立高校の生徒に対するウェリントン市の平和の取組に関するプレゼンテーション

※　各インターンには、被爆体験証言の聴講や平和記念資料館の見学等、被爆の実相についての理解を深めるプログラムも実施している。

６　平和首長会議メンバーシップ納付金について

平成 25 年（2013 年）８月に開催した第８回平和市長会議総会において、次のことを決定した。

① 平成 27 年度から各都市は 1 都市当たり毎年 2,000 円のメンバーシップ納付金（以下「納付金」という。）を負担する。

② 任意での 2,000 円を超える負担も歓迎する。

③ 仮に納付金を負担しない都市があったとしても、離脱を求めることはしない。

また、総会に合わせて開催した第３回国内加盟都市会議において、日本非核宣言自治体協議会加盟自治体については、納付金負担を免除することを決定した。

平成 27 年度決算

（１）収入

項　目	内　　訳	金　　額
メンバーシップ納付金	平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月納付 858 自治体 （日本国内　799 自治体 海外　　59 自治体）	1,834,792 円
合計		1,834,792 円

※ 金額は平和首長会議事務局が受領した日本円での金額であり、為替レートの影響及び受取銀行手数料の負担により、端数が生じている。

（２）支出（メンバーシップ納付金充当先）

事　業　名	主 な 内 訳	金　　額
2020 ビジョンキャンペーンの展開	平和首長会議加盟都市への被爆樹木の種・苗木の配付・育成及び「平和の灯」の分火	472,325 円
	加盟都市データベースの再構築及び運用保守	1,362,467 円
合計		1,834,792 円

※ 「平和首長会議メンバーシップ納付金の取扱いに関する要綱」において、納付金は平和首長会議行動計画（2013 年－2017 年）に掲げた新規事業及び既存事業の拡充のための財源として優先的に充当するものとしている。

議案２

第６回平和首長会議国内加盟都市会議総会総括文書

平和首長会議は、昭和５７年（１９８２年）の設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきた。平和首長会議には、現在世界の１６２の国・地域から７，１６４の都市が加盟しており、その数は増加の一途をたどっている。そのうち、日本国内の加盟都市は全市区町村の９４．４％に当たる１，６４３に及んでおり、第６回目となる平和首長会議国内加盟都市会議総会を平成２８年（２０１６年）１１月７日及び８日の２日間千葉県佐倉市で開催した。

初日は佐倉市プログラム「ピース　フロム　佐倉」として、佐倉市プロモーション映像上映、地球のステージ平和コンサート、佐倉市ゆかりの著名人や被爆者による平和メッセージ、国立歴史民俗博物館研究部教授による平和講演、佐倉平和使節団による活動報告、小学生児童による平和合唱が行われた。

２日目は、まず、東京都三鷹市長、東京都東大和市長及び東京都国立市長からそれぞれの自治体の平和に関する取組事例の報告を受けた。

次に、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に対し平和首長会議として賛同・協力することとした。また、日本政府に対し、「核兵器禁止条約」の早期実現に向け、これまで以上に力強いリーダーシップを発揮して力を尽くしていただくよう、別添の要請文を提出することとした。

以上のことに加え、次の事項について事務局から報告を行った。

① 第９回平和首長会議総会（平成 29 年（2017 年）８月長崎開催）について
② 「核兵器禁止条約」の早期実現を目指した取組の推進について
③ 被爆樹木の苗木・種の配付事業、「平和の灯」の分火事業について
④ 青少年「平和と交流」支援事業について
⑤ インターンシップ事業について
⑥ 平和首長会議メンバーシップ納付金について

また、出席者による意見交換において、平和首長会議として、国内加盟都市会議総会を広島・長崎以外で開催することの意義は大きいといった発言があった。

最後に、私たちは、核兵器を廃絶し、戦争のない平和な世界を実現するため、加盟都市を着実に拡大し、共に行動していくことをここに宣言する。

平成２８年（２０１６年）１１月８日
第 6 回平和首長会議国内加盟都市会議総会

（別添）

内閣総理大臣　安倍　晋三　様

「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組の推進について（要請）

平和首長会議（会長：広島市長、副会長：長崎市長等世界の１５都市の市長）は、昭和５７年（１９８２年）の設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。平和首長会議には、現在世界の１６２の国・地域から７，１６４の都市が加盟しており、その数は増加の一途をたどっています。そのうち、日本国内の加盟都市は全市区町村の９４．４％に当たる１，６４３に及んでおり、第６回目となる平和首長会議国内加盟都市会議総会を１１月７日及び８日の２日間千葉県佐倉市で開催しました。

１９４５年８月、広島・長崎両市は一発の原子爆弾により一瞬にして廃墟と化し、両市合わせて２１万人を超える多くの人々の尊い命が奪われました。放射線による被爆者の苦しみは今も続いています。その広島・長崎の被爆の実相を見れば、核兵器は「非人道兵器」の極みであり、「絶対悪」であることは明らかです。

こうした中、平和首長会議では、加盟都市の市民、ＮＧＯ等と連携して、２０２０年までの核兵器廃絶を目指す「２０２０ビジョン」の積極的な展開を図っています。２０２０年は、平均年齢が８０歳を超えた被爆者に一人でも多く「核兵器のない世界」を見ていただくために定めた目標年次です。

今年４月に広島でＧ７外相会合が開催され、世界の為政者への広島・長崎訪問の呼びかけを含む広島宣言が発表されました。翌５月にはオバマ米国大統領が現職として初めて広島を訪問し「核を保有する国々は、恐怖の論理から逃れ、核兵器のない世界を追求する勇気を持たなければならない。」と訴えました。

また、１０月には国連総会第一委員会において、２０１７年中の核兵器禁止条約制定の交渉開始に向けた決議が、国連加盟国の過半数を超える１２３か国の賛同を得て採択されました。被爆者の切なる願いである「核兵器のない世界」の実現への第一歩が踏み出されるものであり、平和首長会議は心から歓迎します。

現下の政治情勢を見れば、各国や地域における安全保障上の懸念への対応が重要な課題となっていることは明らかですが、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けて着実な一歩を踏み出すための「核兵器禁止条約」の実現こそが急務であり、平和首長会議は市民社会とともに、そのことを世界の為政者の共通認識とするための取組を全面的に支援していきます。

日本政府が決議に反対したことは、被爆者の切実な思いに背くものであり極めて遺憾です。日本政府には「核兵器のない世界」の実現に向けて、戦争被爆国として、これまで以上に力強いリーダーシップを発揮し、全ての国連加盟国により建設的な議論が行われるよう、力を尽くしていただくことを強く要請いたします。

平成２８年（２０１６年）１１月８日

平和首長会議国内加盟都市会議
代表　平和首長会議会長　広島市長　松井　一實
平和首長会議副会長　長崎市長　田上　富久
第６回国内加盟都市会議総会開催地市長　佐倉市長　蕨　和雄